



■ 職場でのハラスメント

2022年3月6日、労働社会福祉省(Secretaría del Trabajo y Previsión Social)は、性的嫌がらせやパワーハラスメントなどのハラスメントの事案を発見、寄り添い対処するためのプロトコル(2020年3月6日発行、Protocolo para Detectar, Atender y Acompañar Casos de Hostigamiento y Acoso Sexual / Laboral)にもとづき、PROFEDET(Procuraduría Federal de la Defensa del Trabajo、連邦労働者保護検察庁)が2020年から2022年2月までにハラスメント被害にあった女性への法務相談サービスを提供した事案が、合計1,589件となったことを発表しました。

その内訳は、嫌がらせ(hostigamiento)に対するカウンセリング1,230件(87%)、ハラスメント(acoso)に対するカウンセリング350件(22%)でした。これらは、同期間に女性に対して提供されたすべての法務相談サービス210,554件の内、0.75%相当となるということです。

また、これらの内、28件が起訴され、被害女性に有利な結果となった14件を含め、合計24件が解決に至ったそうです。

メキシコ合衆国憲法(Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos)および連邦労働法(Ley Federal del Trabajo)では、労働者の人権は完全に尊重されなければならないとし、民族的または国籍、性別、年齢、障害、社会的地位、健康状態、宗教、見識、性的嗜好または結婚状況に基づく差別はあってはならないと規定されています。また、男性と女性の労働者の実質的または事実上の平等も保護されなければならないと、職場での人権と自由の原則の認識、享受、行使を損なう、または無効にするような女性に対する差別をなくし、女性と男性の生物学的、社会的、文化的な違いを考慮して、同じ機会へのアクセスを保障するものと定められています。

連邦労働安全衛生規則(Reglamento Federal de Seguridad y Salud en el Trabajo)においては、使用者は、職場の暴力等にさらされた労働者の特定と臨床評価の実施や職場の暴力の防止や好ましい組織環境を構築するための方針の策定や評価、ハラスメントを含む職場での暴力行為が発生した場合の秘密裏の通報、対応メカニズムの策定などを行うことと規定されています。

2019年5月の連邦労働法改正においては、この点が再確認され、使用者の義務を定める同法第132条に「性別による差別を防ぎ、暴力や嫌がらせまたはセクシャルハラスメントをケアするプロトコルを実施すること」が第XXXI号として追加されました。

そして、労働社会福祉省は、2020年3月に「職場での暴力を防止、対応、根絶するためのモデルプロトコル(Modelo de Protocolo para prevenir, atender y erradicar la violencia laboral en los centros de trabajo)」を発行しました。

<https://www.gob.mx/stps/documentos/modelo-de-protocolo-para-prevenir-atender-y-erradicar-la-violencia-laboral-en-los-centros-de-trabajo>

本モデルプロトコルでは、各職場で制定されるプロトコルは、次の具体的な目的を有するものとしています。

- a) 職場における暴力事件の被害者とされる人々にケアを提供するメカニズムを定義する
- b) 職場における暴力の根絶につながる、男女平等の組織文化と職場環境を促進する

そして、防止、対応メカニズムは、被害者が外部機関(PROFEDETや調停センター、労働裁判所)に被害を訴えることと同じように、被害救済の手段となり得るよう、カウンセラーやフォローアップ委員会を設置し、確立されることと謳っています。

モデルプロトコルには、ハラスメント発見のためのモデル質問票なども用意されています。是非、ご参照ください。

■ 2022年2月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則	
2月4日	2月5日	Acuerdo por el que se establecen las normas para la determinación del país de origen de mercancías importadas y las disposiciones para su certificación, para efectos no preferenciales	改正
2月9日	2月10日	Acuerdo con el que se da a conocer el arancel vigente durante el año 2022, correspondiente al Procedimiento Arbitral en Materia de Derechos de Autor	制定
2月17日	2月18日	Ley General para el Control del Tabaco	改正
2月18日	2月19日	Ley General de Víctimas	改正
2月18日	2月19日	Ley Orgánica del Ejército y Fuerza Aérea Mexicanos	改正
2月18日	2月19日	Ley sobre Refugiados, Protección Complementaria y Asilo Político	改正
2月22日	2月23日	Ley de Vías Generales de Comunicación	改正
2月27日	2月28日	Ley Federal de Presupuesto y Responsabilidad Hacendaria	改正
2月27日	2月28日	Ley General de Partidos Políticos	改正

■ ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。

その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

- ・法律顧問契約を解約した、顧問先がない
- ・法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc.・・・

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

■ オフィスでの業務再開のご案内

3月14日よりオフィスでの業務を再開いたしました。現在、交代勤務制をとっておりますが、日本語を話せるスタッフは毎日常駐しております。どうぞお気軽にお問合せ下さい。

また、ご面談希望の方には、ご来所頂くほか、オンラインでも対応しております。ご希望ございましたら、遠慮なくご連絡ください。

	TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)	
	Address Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección, Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de México, México.	Contact  (+52) 55-5255-0236  info@tnygroup.biz  https://www.tny-mexico.com